

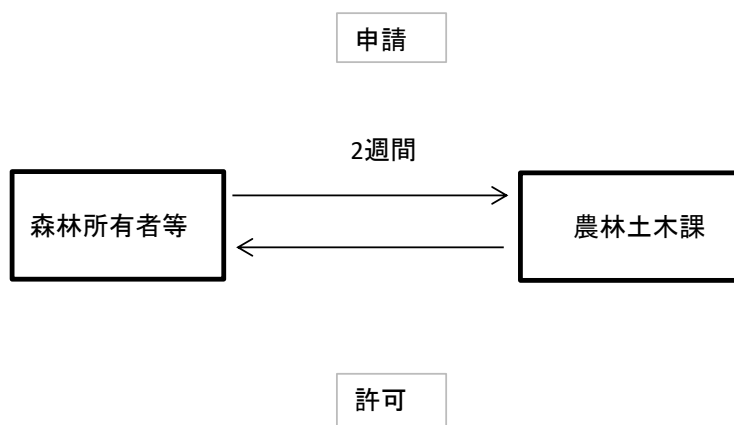
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

| | | |
|------------|--|-----|
| 処 分 名 | 保安林における立木の伐採の許可(択伐に係るものに限る。) | |
| 処 分 の 概 要 | 保安林において、択伐により立木の伐採をする場合、許可する。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 森林法(昭和26年法律第249号) | |
| 条 項 | 第34条第3・4項 | |
| 所 管 課 | 農林土木課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 2週間 | |
| 標準処理期間 | 計 | 2週間 |
| 審査基準 | <p>「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について」(平成12年4月27日12林野治第790号)に基づき審査する。</p> <p>【根拠法令等】 森林法</p> <p>第34条第3項 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすることもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。</p> <p>第34条第4項 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。</p> <p>愛媛県事務処理の特例に関する条例</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表 26左欄 森林法(昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第34条第1項の規定に基づく立木の伐採の許可(択伐に係るものに限る。)、同条第2項の規定に基づく立木の伐採等の許可、同条第8項の規定に基づく立木の伐採の届出の受理(択伐に係るものに限る。)及び同条第9項の規定に基づく届出の受理(立木の伐採にあつては、択伐及び間伐に係るものに限る。)に関する事務 (2) 法第34条の2第1項の規定に基づく択伐による立木の伐採の届出の受理及び同条第2項の規定に基づく択伐の計画の変更命令に関する事務 (3) 法第34条の3第1項の規定に基づく間伐のための立木の伐採の届出の受理及び同条第2項において準用する法第34条の2第2項の規定に基づく間伐の計画の変更命令に関する事務 26右欄 各市町</p> <p>森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日12林野治790)</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※申請書の受付時に, 許可決定の予定日を申請者にお知らせする。